

令和6年度神石高原町人事行政の運営状況について

※総務省が所管する関係調査結果等が公表されていない項目は、過年度のデータを掲載していますのでご了承ください。（例：類似団体に関する数値、ラスパイレス指数等）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R6.1.1)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 R4年度
令和5年度	人 8,034	千円 12,114,287	千円 644,159	千円 1,475,834	% 12.2	% 11.9

(注) 1 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

2 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与及び共済費等を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

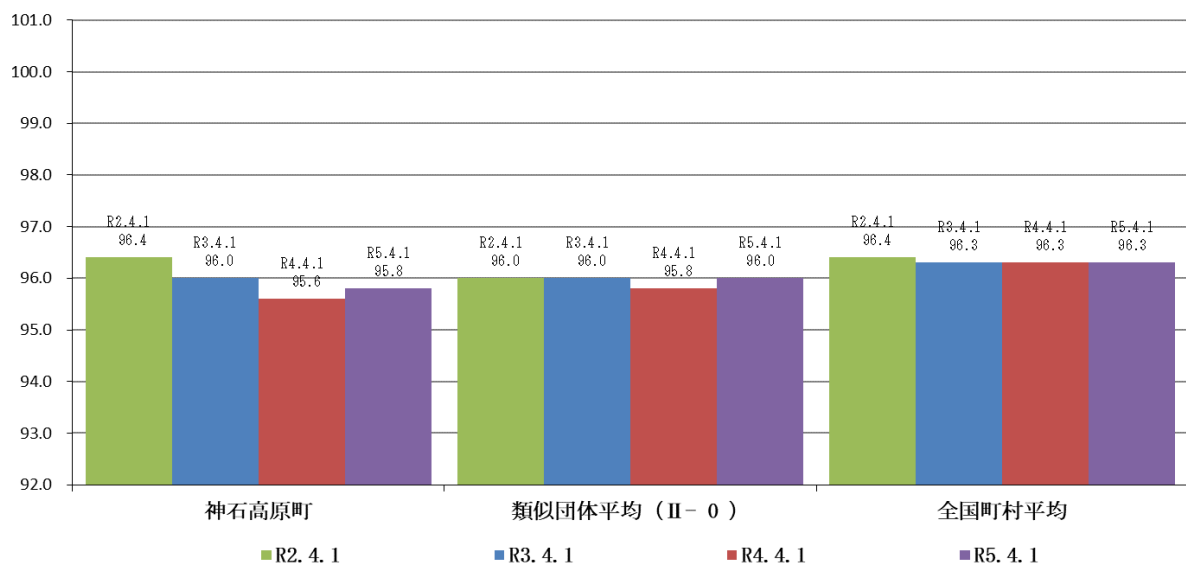
区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体（Ⅱ-0） 平均1人当たり給与費 令和4年度
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	人 144	千円 555,005	千円 85,165	千円 215,312	千円 855,482	千円 5,941	千円 5,523

(注) 1 職員手当に退職手当は含んでいません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数（一般行政職）の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成28年度から、類似団体区分がⅢ-0からⅡ-0に変更となっています。

(4) 給与改定の状況

当町は人事委員会を設置していないため、該当項目がありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概 要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給与表の見直し

(給与改定時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ国に準じて引き下げました。給料表改定に伴い、給料月額の下がる職員については国家公務員の取扱いに準じて経過措置(現給保障)を実施しました。なお、経過措置(現給保障)については、令和元年度をもって終了しました。

(6) 特記事項

該当無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神石高原町	44.3 歳	328,796 円	376,997 円	348,794 円
広島県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間 (参考)			参考
	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	A/B
神石高原町	58.8 歳	314,850 円	330,850 円	320,350 円	飲食物調理従事者	45.8 歳	241,353 円	1.60
国	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	277,471 円	304,422 円	292,093 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
神石高原町 (技能労務職)	5,537,600 円	3,288,383 円	1.68

※ 民間データは、「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されている職種別の数値を3か年平均(令和3年から令和5年までの各年度の労働者数で加重平均)したものを基に計算しています。(地域:広島県、職種:飲食物調理従事者)

※ 民間データの各年度(3か年平均)の「平均給与月額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」であり、「年収ベース」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに、「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。

※ 公務員においては、臨時・非常勤等の非正規職員を含みませんが、賃金センサスは一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の対応する職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等において、完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」データは、平均給与月額(A)を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の1人当たり支給年額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 まだ公表されていない項目は、前年度の数値を掲載しています。(類似団体に関する項目を青字で示しています。(以降、同様。))

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		神石高原町	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円※1	205,537 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円※2	173,729 円	166,600 円

（注）※1 上級試験採用 ※2 初級試験採用

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

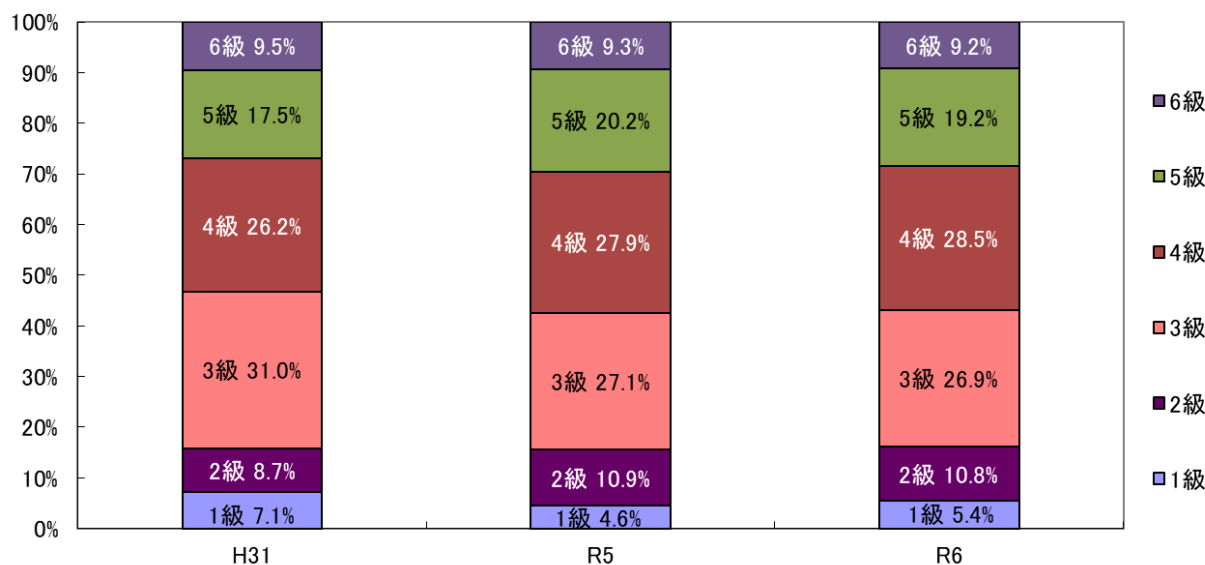
区 分		10～14 年	15～19 年	20～24 年	25～29 年	30～34 年
一般行政職	大 学 卒	273,431 円	303,980 円	354,270 円	376,500 円	400,043 円
	高 校 卒	242,450 円	266,200 円	318,400 円	361,250 円	373,580 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

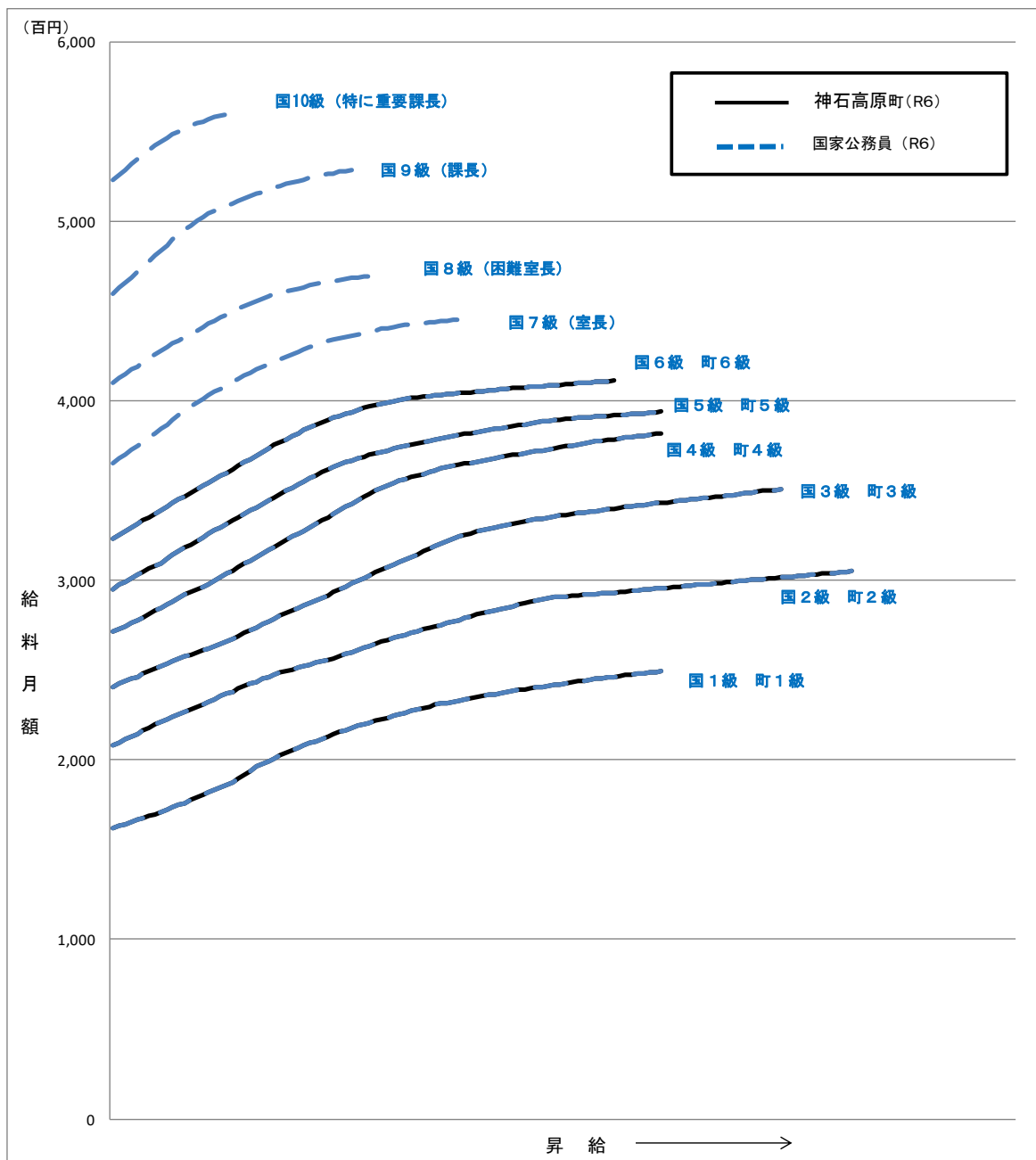
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容（参考）	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額(最高号給)
1 級	主事 (保健師・管理栄養士・保育士・調理師)	7 人	5.4 %	162,100 円	249,400 円 (93)
2 級	主任主事・主任技師 (主任保健師・主任管理栄養士・主任保育士・主任調理師)	14 人	10.8 %	208,000 円	305,200 円 (125)
3 級	主任 (保健師主任・管理栄養士主任・保育士主任・調理師主任)	35 人	26.9 %	240,900 円	351,000 円 (113)
4 級	係長・主査 (保健師専門員・管理栄養士専門員・保育士専門員・調理師専門員)	37 人	28.5 %	271,600 円	382,000 円 (93)
5 級	支所長・課長補佐・室長・所長・館長	25 人	19.2 %	295,400 円	394,000 円 (93)
6 級	課長・局長・調整監	12 人	9.2 %	323,100 円	411,300 円 (85)

（注）1 神石高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (神石高原町)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分				○	○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○			
活用予定時期		令和7年度			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神石高原町	広島県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,560千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,563千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

(神石高原町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在) 広島県市町総合事務組合に加入し共同処理

神石高原町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	最高限度	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 3~45%加算			・定年前早期退職特例措置 3~45%加算		
1人当たり平均支給額 (令和5年度) (応募認定・自己都合・傷病) 16,356千円					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		329 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		329 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
広島市	10%	1 人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			95.8 (95.8)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			14 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			3,550 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			2.8%	
手当の種類（手当数）			1	
手 当 の 名 称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支 給単価
特 殊 勤 務手当	災 害 派 遣 作 業 従 事 者	災害対策本部が設置された地方 公共団体の災害応急対策に係る 業務	14 千円	710 円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	29,408 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算 125 人）	235 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	39,099 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算 126 人）	310 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と異なる 内容	支給実績 (R5 決算)	1 人当たり 平均支給年額 (R5 決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500 円 ・ 父母等 6,500 円 ・ 子 10,000 円 ・ 子 加算 5,000 円 (16 歳年度初め～22 歳年度末)	同		14,694 千円	253,345 円 (58 人)
住居手当	・ 借家、借間居住者 (最高限度額) 28,000 円	同		5,852 千円	243,833 円 (24 人)
通勤手当	・ 交通機関利用者：運賃等相当 額（最高限度額）55,000 円 ・ 交通機関利用（派遣者）：運賃 等相当額（最高限度額なし） ・ 交通用具使用（通勤距離区分 に応じ支給） 1,700 円～21,000 円の加算	異	国の制度 ・ 交通機関利用 者限度額 55,000 円 ・ 通勤距離区分 に応じ 2,000 円 ～31,600 円	20,714 千円	154,582 円 (134 人)

管理職 手当	・本庁課長、議会事務局長等 60,000 円 ・支所長、所長等 40,000 円	異	国の制度 ・俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	14,050 千円	610,870 円 (23 人)
管理職員 特別勤務 手当	緊急時等特別勤務 ・1 回 4,000 円 ・6 時間を越える 6,000 円	異	国の制度 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 3,000～18,000 円	104 千円	7,429 円 (14 人)

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。(町長・副町長任期4年、教育長任期3年)
2 類似団体のデータは、公表されている令和5年4月1日時点の数値を掲載しています。

6 職員数の状況（一般職）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

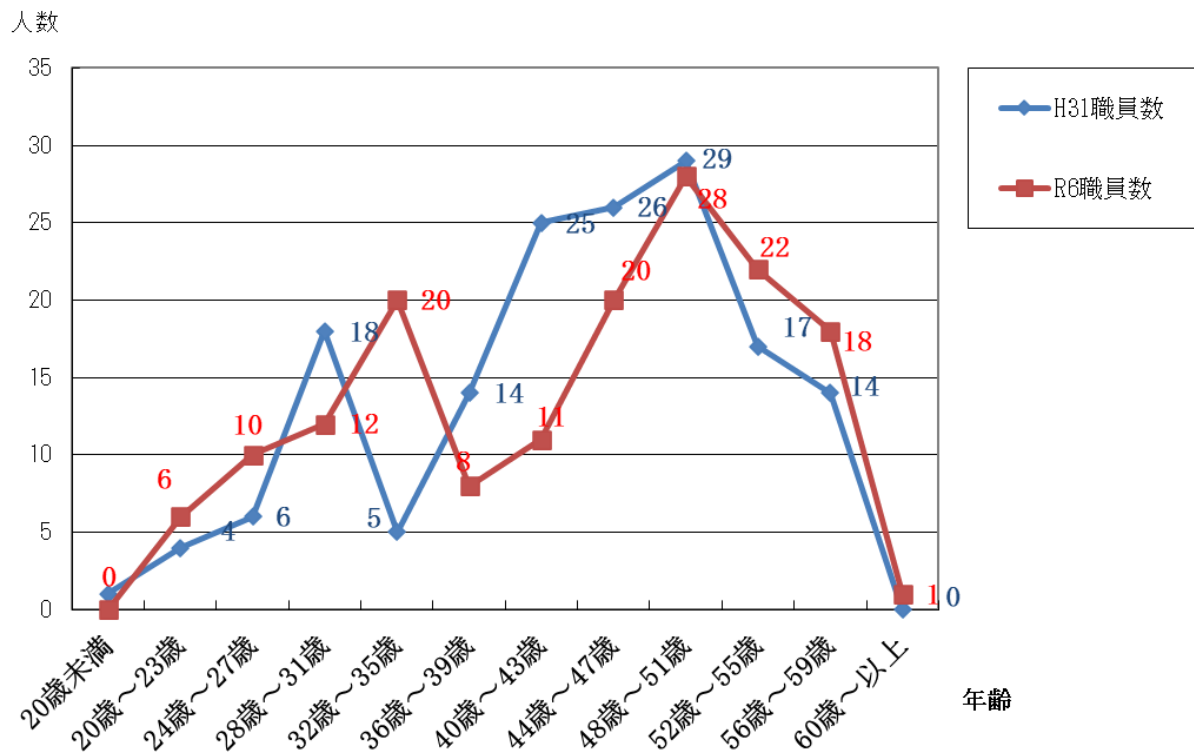
部 門	区 分	職 員 数（人）		対前年 増減数	主な増減理由等
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	2	2	—	
	総 務	56	57	1	組織・機構の改革
	税 務	6	6	—	
	民 生	30	27	▲3	くるみ保育所指定管理、組織・機構の改革
	衛 生	16	15	▲1	退職者不補充
	労 働	—	—	—	
	農林水産	14	15	1	組織・機構の改革
	商 工	1	2	1	組織・機構の改革
	土 木	8	8	—	
	計	133	132	▲1	〈参考〉人口1万人当たり職員数 164.30人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 141.38人)
普通会計部門	教育部門	11	12	1	給食調理場統合
	小 計	144	144	—	〈参考〉人口1万人当たり職員数 179.23人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 168.75人)
会計部門 公営企業等	水 道	0	0	—	
	下 水 道	1	1	—	
	計	1	1	—	
	その他事業関係	12	11	▲1	組織・機構の改革
	小 計	13	12	▲1	
合 計		157 [195]	156 [195]	▲1 [—]	〈参考〉人口1万人当たり職員数 194.17人

(注) 1 職員数は定員管理調査における部門別職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 類似団体のデータは、公表されている令和5年4月1日時点の数値を掲載しています。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(単位: 人)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60以上	計
職員数	—	6	10	12	20	8	11	20	28	22	18	1	156

(3) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位: 人・%)

年度 部門別	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	134	133	133	133	133	132	▲2 (▲1.5%)
教 育	11	10	11	11	11	12	1 (9.1%)
普通会計計	145	143	144	144	144	144	▲1 (▲0.7%)
公営企業等会計計	14	14	15	15	13	12	▲2 (▲14.3%)
総合計	159	157	159	159	157	156	▲3 (▲1.9%)

(注) 1 定員管理調査における部門別職員数であり、増減数はH31年度との比較です。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況 (令和5年度)

職員1人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
12.8時間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

職員1人当たりの平均取得日数	消化率
12.5日	32.3%

※1年(暦年)につき20日。年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(4) 特別休暇等の概要 (令和6年4月1日現在 神石高原町職員の勤務時間、休暇等に関する規則)

事 由	期 間
(1) 職員が選挙権その他公民権としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2) 職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3) 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務若しくは事業の全部若しくは一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)	必要と認められる期間
(4) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(4)の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は	一の年において5日の範囲内の期間

負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における5日の範囲内の期間
(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が産出した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(9) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
(11) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回（短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回）、それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用とする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回（短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回）、それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(12) 職員の扶養親族である中学校を卒業する年度末までの子の養育（学校行事・保護者会・予防接種等）又は看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校を卒業する年度末までの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
(13) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(14) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における3日の範囲内の期間
(14)の2 配偶者が出産する場合で、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（条例第8条の3第1項の規定により当該職員の子に含まれるものとされる者及び妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間
(15) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(16) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間（育児短時間勤務にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める日数）
(18) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(20) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(21) その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

(5) 育児休業の取得状況（令和5年度）

育児休業取得者	部分休業取得者
2人	0人

（注） 取得者数は年度内に新規取得した職員数です。うち、男性職員の取得者数0人。

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

区 分		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	—	—	—	—
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号又は第2項第1号	—	—	10	—
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2号	—	—	—	—
計		—	—	10	—

（注） 同一の者が複数回該当する場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

区 分		戒告	減給	停職	免職
法律に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	—	—	—	—
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第29条第1項第3号	—	—	—	—
計		—	—	—	—

（注） 1 同一の者が複数回該当する場合は、その数を重複して計上しています。

9 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（令和6年4月1日現在）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数(人)		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第2条第1号	—	—	—	—
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号	—	—	—	—
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号	—	—	—	—
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号	—	—	—	—
	小 計		—	—	—
退職派遣	特定法人 派遣法第10条	—	—	—	—
合 計			—	—	—

(2) 営利企業等の従事許可（地方公務員法第38条）の状況（令和5年度）

区 分	人数等	備 考
許可人数	延べ12人	神社宮司(1)、家業(2)、NPO法人(9)

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定

策定の有無	策定期間
有	平成 17 年 4 月

② 研修の実施状況（令和 5 年度）

研修の種類	研修数	5 年度受講者数
一般研修（指名研修）	9	40 人
特別研修（選択研修）等	2	19 人
海外研修	1	1 人

（注） ひろしま自治人材開発機構等における研修の状況

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和 5 年度）

区 分	選任事業所数
衛生管理者	1
産業医	1
衛生委員会	1

(2) 職員の福利厚生事業の状況（令和 5 年度）

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し実施しなければなりません。（地方公務員法第 42 条）

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡及び災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって、広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。このほか、職員は、財団法人広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

① 広島県市町村職員共済組合

ア 組合員数は、特別職を含み再任用職員及び会計年度任用職員を除く職員で、令和 6 年 4 月 1 日現在で 160 人です。

イ 事業の概要

（ア）短期給付事業：組合員とその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業等に対して、必要な給付を行っています。

（イ）長期給付事業：組合員の退職・障害又は死亡に対し、年金又は一時金の給付を行っています。

（ウ）福祉事業：組合員とその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診断などの健康の保持増進事業、福利厚生事業、貸付事業、貯金事業、物資事業などを行っています。（短期人間ドック健診一部助成、共済一般健診、健康講座、保養所利用助成など）

② 一般財団法人広島県市町村職員共済互助会

ア 会員数は、特別職を含み、再任用職員及び会計年度任用職員を除く職員で、令和 6 年 4 月 1 日現在で 160 人です。

イ 事業の概要

（ア）福利厚生事業：会員及びその家族の健康づくりに役立つ事業を行っています。（スポーツ行事、スポーツ・文化施設等利用料等助成、健康増進事業助成など）

（イ）積立年金事業：経済的な備えを目的とした積立年金事業を行っています。

（ウ）公益事業：公立図書館に図書の寄付を行っています。

③ その他（職員福利厚生費）

(3) 公務災害の認定状況（令和 5 年度）

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います。（地方公務員法第 45 条第 1 項）具体的には、地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害	通勤災害	計
2	0	2

12 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託

地方公務員法第7条第4項の規定により広島県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

(2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況（令和5年度）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

③その他

・職員団体の登録

登録団体名：自治労神石高原町職員労働組合

・管理職員等の範囲の指定

13 公営企業職員の状況

(1) 農業集落排水事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表していません。